



栃木県公報

令和3(2021)年
11月30日(火)
第259号

目 次

規 則

○肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部改正..... 1051

規 則

栃木県規則第52号

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年11月30日

栃木県知事 福 田 富 一

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則（昭和59年栃木県規則第14号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）第4条第1項第7号若しくは同条第3項の規定による知事の登録を受けた普通肥料若しくは法第16条の2第1項若しくは第2項の規定による知事への届出に係る指定混合肥料の生産業者又は法第22条の規定による知事への届出に係る特殊肥料の生産業者は、前年に生産した普通肥料、指定混合肥料又は特殊肥料について、その種類、登録番号（指定混合肥料及び特殊肥料にあっては、名称）、生産量及び出荷量を生産事業場別に知事に報告するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p><u>（施用上の注意等の表示義務）</u></p> <p>第1条 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）第4条第1項第7号若しくは同条第3項の規定による知事の登録を受けた普通肥料又は法第16条の2第1項若しくは第2項の規定による知事への届出に係る指定混合肥料の生産業者は、別表の第1欄に掲げる普通肥料を生産したときは、遅滞なく、その容器又は包装の外部（容器及び包装を用いないもの）にあっては各荷口又は各個）に同表の第2欄に掲げる表示事項を表示しなければならない。</p> <p><u>（生産業者の報告）</u></p> <p>第2条</p> <p>① 前条に規定する</p> <hr/> <p>普通肥料若しくは</p> <hr/> <p>指定混合肥料の生産業者又は法第22条の規定による知事への届出に係る特殊肥料の生産業者は、前年に生産した普通肥料、指定混合肥料又は特殊肥料について、その種類、登録番号（指定混合肥料及び特殊肥料にあっては、名称）、生産量及び出荷量を生産事業場別に知事に報告するものとする。</p> <p>2 略</p>

別表を削る。

別記様式中「別記様式(第2条関係)」を「別記様式」に、「肥料の品質の確保等に関する法律施行細則第2条」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行細則」に改める。

附 則

この規則は、令和3年12月1日から施行する。

(経営技術課)